

消食表第 580 号  
令和 5 年 11 月 7 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
( 公 印 省 略 )

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の「F 使用基準」が一部改正され、「L-システイン塩酸塩」の用途が変更されたことから、別添 添加物 1 - 4 の調味料に「L-システイン塩酸塩」を追加することとしました。

については、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。